

山口県報

令和5年
6月13日
(火曜日)

目 次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）……………一

特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定（環境政策課）……………三

保安林の指定（岩国市）（森林整備課）……………三

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（道路建設課）……………三

○公安委公告

一般競争入札の実施……………四

山口県告示第百八十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和五年六月十三日から同年七月四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部くらし環境課において公衆の縦覧に供する。

令和五年六月十三日

一 申請者の氏名又は名称及び住所

山口県知事 村岡 嗣政

- 氏名又は名称 協和発酵バイオ株式会社
住 所 東京都千代田区大手町二丁目六番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 協和発酵バイオ株式会社山口事業所
所在地 防府市協和町一番一号
- 三 特定施設に関する事項
- (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法				
	能 (m^3 /時)	工 事 着 手 予 定 日 月 年	工 事 完 成 予 定 日 月 年	使 用 開 始 予 定 日 月 年	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 概 要
四七ーホ	一八、〇〇〇	令和五、 七、五	令和五、 七、三〇	令和五、 八、一	一 連	二 四 時 間	変 動 な し

備考 「四七ーホ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量	
	通 常	最 大	通 常	最 大
四七ーホ	一	二	三〇	四〇
水素イオン濃度 (水素指数)	二二	三〇	四〇	一〇〇
化学的酸素要求量 (mg/l)	二二	三〇	四〇	一〇〇
浮遊物質 (mg/l)	二二	三〇	四〇	一〇〇
窒素	二二	三〇	四〇	一〇〇
リン	二二	三〇	四〇	一〇〇
汚水等の一日当たりの量 (m ³)	三二	四〇	四〇	四〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 能	処理の方式	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
最終沈殿処理施設	コンクリート製	一〇、〇〇〇	生物処理	連続	二四時間	変動なし	(既設)		

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	処理前	処理後	通 常	最 大	
最終沈殿処理施設	処理後	〃	八	六	〃
	処理前	〃	八	六	六七、一七七
循環水生物処理施設	処理後	〃	八	五	〃
	処理前	〃	八	六	八〇、六八四

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排水水の一日当たりの量 (m ³)
	通 常	最 大	
水素イオン濃度 (水素指数)	二二	三〇	〃
化学的酸素要求量 (mg/l)	二二	三〇	〃
浮遊物質 (mg/l)	二二	三〇	〃
動植物油脂類 (mg/l)	二二	三〇	〃
窒素	二二	三〇	〃
リン	二二	三〇	〃

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口
六・八	七
ク	八、六
一	五〇・二
二	七五
一〇	四五
一五	八〇
ク	検出せず
一	三八・九
一・五	七〇
〇・一	一・二
〇・五	二
二三〇	六七、一七七
三五〇	八〇、六八四

山口県告示第百八十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和五年六月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 形質変更時要届出区域

周南市開成町四五五の二四の一部及び四五五の二五の一部

二 特定有害物質の種類

クロロエチレン、四塩化炭素、一・二ジクロロエタン、一・一ジクロロエチレン、一・二ジクロロエチレン、一・三ジクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、一・一・一トリクロロエタン、一・一・二トリクロロエタン、ふっ素及びその化合物、ベンゼン並びにほう素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第五十八条第五項第十号から第十三号までの規定への該当

土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

山口県告示第百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和五年六月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林の所在場所

岩国市周東町祖生字円楽寺二八四三、二八四八から二八五二まで、二八五五、二八五六、一一二七九、一一二八三、一四二九一の三から一四二九一の三まで、字中別当一一一八八、一一二七一の四、一一二八四の八、一一二八四の一四、一一二八八、一

一二八九の一、一一二九一の二、一一二九一の九、一一二九二、一一二九三、一一二九三の一、一一二九三の四、一一二九四の七、一一二九四の八、一一二九六、字神田原一一二七四、字平原一一三〇六の一から一一三〇六の三まで、一一三四八

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件
（一）立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
岩国市周東町祖生字円楽寺二八四三・二八四八・二八五六・一一二七九・字神田原一一二七四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百八十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、一般国道四九一号第三高架橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和五年六月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 一般国道四九一号第三高架橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工）

- (一) 工事場所 下関市小月小島二丁目から同市小月本町二丁目までの間
- (二) 工事の概要

構 造	延 長	道 路 幅 員
鋼二径間連続鋼床版箱桁形式橋りょう	九〇・二メートル	一〇・一 (車道六・五メートル)

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和四年山口県告示第三百六十五号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が鋼構造物工事のA等級であること。
 - 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（鋼構造物工事業に係るものに限る。）を受けていること。
 - 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
 - (二) 共同企業体の代表者の令和五年六月十二日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の鋼橋上部工事の数値が千百以上（県内に主たる営業所又は鋼構造物を製作する工場を有する者にあつては、九百以上）であること。
 - (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の鋼橋上部工事の数値が九百以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し

- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期限

令和五年七月四日 午後四時三十分

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和五年八月十七日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県下関土木建築事務所（電話〇八三一・二二三一・七二〇一）にすること。



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和五年六月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

- 次に掲げる物品等の借入れ
- (一) 物品等の名称及び数量
- 集合教育用運転シミュレーター 一式
- (二) 物品等の特質等
- 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 使用期間
- 令和六年一月一日から令和十二年十二月三十一日までの間
- (四) 使用場所

山口県総合交通センター

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和四年山口県告示第百七十九号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(令和五年山口県告示第四十七号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和五年六月十三日から同年七月三十一日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部交通部運転免許課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部警務部会計課

(三) 受領期限

令和五年七月二十八日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、令和五年七月三十一日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部二階入札室

(二) 日時

令和五年七月三十一日午前十二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和五年七月十日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部交通部運転免許課(電話〇八三一九七三一二九〇〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of drive simulator for group

training

- (3) Period of use: From January 1, 2024 to December 31, 2030
- (4) Place of use: Yamaguchi Prefectural General Traffic Center
- (5) Division in charge of the procurement and Contact point for the notice: Driver's Licence Division, Traffic, Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 3560-2 Ogorishimogo, Yamaguchi City (Tel. 083-973-2900)
- (6) Deadline for tender submission: 5:15 P.M. July 28, 2023 (If brought in person: 11:00 A.M. July 31, 2023)

令和五年六月十三日印刷
令和五年六月十三日発行

発行人所

山口県知事庁